

消 防 危 第 67 号  
令和 2 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、黒川

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

(製造所における危険物の容器への詰替えについて)

問 管内の化学製品製造事業者より、当該事業所内の製造所において、製造した危険物を出荷するためにドラム缶等の容器に詰め替える際、品質管理等のため、当該製造所内において製造した危険物を容器へ詰め替えたい旨の相談を受けた。この場合において、危険物を収納した容器が、製造所内に滞留することのないよう、詰替え後、速やかに当該容器を貯蔵所等に運搬するとのことである。

このことについて、危険物の製造から容器への詰替えまでの工程を、一連の危険物の製造工程として捉え、製造所内での容器の詰替えを認めて差し支えないか。

答 差し支えない。